

文化芸術に関する主体に対する
補助金・負担金のあり方について

答申書

令和 2 年 9 月
堺市文化芸術審議会

はじめに

「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」では、本市の文化芸術の振興について、市の責務のみならず市民や事業者、大学等教育機関等による役割を定めるとともに、施策の推進による「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」に寄与することを目的としている。また、平成 28 年 3 月に策定した「自由都市堺文化芸術推進計画」(以下「推進計画」)では、これらの目的の達成に向け、堺市のはか堺市文化振興財団や地域(市民等、事業者、大学等教育機関)が相互に連携し、協力し合う「文化芸術協働体」として、取組を推進することが非常に重要であるとしている。こうした状況の中、現在堺市ではその後の文化芸術を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、既存施策の見直しを進めており、その一環として補助金や負担金をはじめとした事業の検証を行っているところである。

今回、令和元年 12 月 27 日付で堺市文化課が所管する補助金・負担金のあり方について、事業目的及びその必要性、実施による効果等の検証・評価及び今後の方向性についての諮問を受けた。堺市文化芸術審議会では、当該事項についての専門的な調査審議を行うための部会を設置し、調査対象事業として諮問を受けた、「堺市民芸術祭開催事業補助」、「与謝野晶子顕彰事業」、「舞台芸術創造発信事業」、「堺美術協会展開催事業補助」、「阪田三吉名人杯将棋大会開催事業」、「さかいミーツアート」、「アートスタートプログラム」、「堺市展開催事業」、「公益財団法人堺市文化振興財団事業補助」の 9 つの補助金・負担金について、検証・評価を行った。

そして、検証・評価にあたっては、これまでの国の行財政改革の変遷を示す各種指針や、令和元年度に堺市の文化・観光・スポーツ施策に関する事務執行について監査を行った「包括外部監査結果報告書」、堺市の行財政改革や外郭団体に関する方針を示した「行財政改革プログラム」等の各種計画、他自治体における補助金制度についての各団体の「補助金見直しガイドライン」、堺市の事業に対し市民目線で評価を行った「みんなの審査会(平成 22、23、27 年度)」等を参考にし、考察に対する視点形成を行ったうえで、様々な視点や角度から慎重な調査・審議を行った。その結果、次のとおり結論を得たので、堺市長に答申するものである。

本答申の趣旨に沿って、堺市が推進計画の目標達成に向けて、堺市文化課が所管する補助金・負担金のあり方の見直しを図るよう要望する。

なお、部会での検証・評価にあたっては、外部有識者として、「NPO 法人こえことばとこころの部屋」の上田 假奈代表にご参加いただいた。

会長	中川 縛郎	●
会長代理	原 久子	○
委員	柿本 茂昭	
	河内 厚郎	※
	菅野 陽子	
	砂田 和道	○
	添田 晴雄	
	田辺 竹雲斎	
	服部 滋樹	
	花村 周寛	○
	坂東 亜矢子	
	弘本 由香里	○
	森口 ゆたか	
	安井 寿磨子	
外部有識者(部会関係者)	上田 假奈代	
	● 部会 部会長、○ 部会 委員	
	※ 河内 厚郎委員については令和 2 年 7 月 31 日付で退任	

事業検証

文化課が所管する補助金・負担金に関して、事業の実施主体に対するヒアリング等を通じて、事業の目的・成果・主体の視点から事業検証を行った。

各事業の概要等、担当委員及び外部有識者による意見は、以下のとおりである。

1 堺市民芸術祭開催事業補助

(1) 事業概要等

事業概要	堺市民芸術祭の開催に要する経費の一部を補助する【補助金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	文化芸術活動を行う環境の整備
事業の開始年度	平成 13 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺市文化団体連絡協議会
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市民、文化芸術愛好家
事業の目的 (なにをめざすのか)	堺の文化・伝統を軸とした歴史文化の継承と、市民の自主的な芸術文化の創作発表・鑑賞活動の活性化を図り、個性豊かな市民文化の創造・発展並びに芸術・文化による都市魅力づくりを推進する。
事業内容	堺市民芸術祭の開催に要する経費の一部を補助(7,977 千円)する。 堺市民芸術祭は堺市文化団体連絡協議会の各部会が開催。 【開催期間】令和元年 9 月 6 日～11 月 24 日
事業実績	堺市民芸術祭入場者数 •H29 10,606 人 •H30 10,794 人 •R 1 11,611 人

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- 前年の反省、課題を分析したうえで、翌年度の実施方法にそれを反映できるよう評価システムの確立が必要である。特に当該事業から子ども・若者が遠ざかっているという課題に対して、対策を講じるべきである。
- 年度ごとのテーマが絞られるべきである。
- 市民芸術祭に足を運べない人々へ思いをはせて、何ができるのか、何をしていくのかを考えて欲しい。
- かつて、市民芸術祭の受け皿となる連合体を組織し、市民芸術祭を開催することが目的とされ成果ともしてきた時代（過去の貢献の実績）から、市民芸術祭とはどのような組織・どのような人た

ちによって、何のために・誰のために行われるべきものであるかが問い合わせられる時代（これから貢献のあり方）に、社会の目や期待も変わってきていることを理解する必要がある。

- ・補助事業の内容を、堺市における文化政策の方向性を踏まえて、具体的な企画提案に対する評価のプロセスを経て、決定する形に変えていく必要があるのではないか。

○ 事業の実施主体について

- ・堺市文化団体連絡協議会が 100 を超える団体を束ね、長年にわたって市民芸術祭が開催されてきたなかで、培われてきた資源や課題を、団体自身が棚卸し、社会環境の変化を踏まえて、団体の役割を明確にしたうえで、団体のビジョンを再構築すべき時期が来ているのではないか。堺に芸術が何故必要なのかを様々な視点で語れるようになって欲しい。
- ・堺市文化団体連絡協議会が有するネットワークには大きな価値が潜在しているが、これまでの運営の延長線上で、共益的な指向性の強い運営のあり方を、公益的な問題意識をもって、団体の資源を社会につなぎ、新たなフェーズで事業の企画ができるレベルへシフトしていかなければならないだろう。
- ・堺市民芸術祭全体をマネジメントする機能が弱いため、組織としてアートマネジメントの考え方ややり方を学ぶとともに、市民自身の中にもアートマネジメント力を持った階層を開発すべきではないだろうか。
- ・堺市文化団体連絡協議会だけでは構成団体が 111 団体に留まるので、広く市民に公平性があるとはいえないため、市民主体の実行委員会には子育て、社会福祉団体、NPO などの各種団体及び個人も参加対象にすることが有効と考える。さらに市民人権局で把握している文化芸術系の登録生涯学習団体や地域文化会館の利用団体にも参加を促すことが望ましい。
- ・堺市文化団体連絡協議会は、事業の質的工夫や広く市民へ有益になるような事業制作・運営をおこなっているとは言い難い。その原因は当該団体の事務局を堺市文化振興財団が担っており、両者の間で課題解決に有効な意見交換等が希薄になっていることも要因の一つだろう。また、財団の文化芸術事業に関する知見が十分ではないため、堺市文化団体連絡協議会へのコンサルタント的な存在となっていないことも、事業状況に閉塞感を持続的に招き、当該事業の高い公益性、効果性の実現が難しくなっている。
- ・堺市から直接補助を受けている堺市文化振興財団が事務局となり、事務局経費や人件費を堺市文化団体連絡協議会から受け取っている状況は、財団の他の業務、経費と混在し、区別が曖昧になる恐れがある。

○ 堺市の制度について

- ・市民にとって有益な事業展開や高い公益性を実現するため、市が補助事業の目的をより明確に設定する必要がある。
- ・補助金は、原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証し、終期の設定は 3 年以内とするべきである。
- ・堺市文化団体連絡協議会ありきで補助金交付要綱が作成されているため、交付要綱には不備な点が多い。故に、前述の閉塞感は担当課の意識改革、事務事業改革の状況と因果関係があるといえる。
- ・長期化、二重補助、閉塞感などを考慮すると、当該事業についてはスクラップ＆ビルドし、フェニーチェ堺の指定管理業務のうち自主事業として市民主体の実行委員会形式で実施するべきであり、

自主事業とすることで指定管理者の堺市文化振興財団に主体性を育て、さらに市民協働の手法、能力向上を期待していきたい。その際、類似事業である「堺市展開催事業」、「堺美術協会展開催事業補助」とともに整理統合を図るべきである。

- ・人口 80 万人以上の堺市において、市民団体、文化団体は数多く存在すると考えられるため、堺市として全体像を把握する必要がある。

2 与謝野晶子顕彰事業

(1) 事業概要等

事業概要	与謝野晶子を学び研究し、継続的に顕彰する総合的な組織である与謝野晶子倶楽部が行う事業に対して助成を行う【補助金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	文化芸術活動を行う環境の整備 歴史文化資源の継承及び活用 経済活動との連携
事業の開始年度	平成 9 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	与謝野晶子倶楽部
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市民、文化芸術愛好家
事業の目的 (なにをめざすのか)	晶子の業績や生き方について、広く市内外に発信し、その顕彰を行うことにより堺の文化的特色の創出や市民の郷土愛の醸成を図る。
事業内容	与謝野晶子倶楽部が行う事業に助成(1,500 千円)を行う。 【倶楽部の実施事業】 (イベント)晶子フォーラム、晶子生誕の集い等 (講座)晶子入門講座、短歌セミナー等 (書籍)機関誌等
事業実績	イベント、講座の参加者数 ・H29 503 人 ・H30 1,079 人 ・R 1 761 人 ※H30 については生誕 140 年事業で、大規模に実施。

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・与謝野晶子に関わる第一線の研究者のネットワークは、おそらく他の追随を許さないレベルの資源であり、発展的・継続的に育てていくべきであろう。一方で、その成果はもちろんのことその成果だけにとどまらず、周辺領域に潜む魅力を発掘し広く市民に伝え、新たな関心を呼び起こし、市民が創造的に参加できる仕掛けづくりなど、若い芸術家をはじめ新たなツールやネットワークを開拓しながら、重層的に広げていくべきであろう。
- ・与謝野晶子という、全国のみならず世界に通用する大きな存在をどう掘り下げ、新たな光を当て、

価値を高め発信していくには、堺市の文化戦略上も極めて大きなテーマであり、企画展示で連携している利晶の杜との関係性を含め、事業のあり方を思い切って整理しなおす必要があるのではないか。

- ・与謝野晶子俱楽部を学会組織としてのアカデミック部門とコミュニケーション活動（教育普及）の文化サロン部門に発展させるべき。
- ・市からの負担金のほかに財源として国からの補助金を活用することで、与謝野晶子俱楽部が開発するコンテンツとしての与謝野晶子のエピソードを、多言語化によって国外発信していくことを視野に入れる必要がある。
- ・与謝野晶子俱楽部の会員が与謝野晶子のエピソードを観光ボランティアのような語り部としてミュージアムで活躍できるよう活動内容を多彩化していく必要がある。
- ・与謝野晶子俱楽部によって開発されるコンテンツを、堺の小中高校生の国語や堺学の授業で活用して学力向上に寄与できるような展開を視野に入れるべき。
- ・与謝野晶子に関する学術的調査研究の成果、およびその成果を国内外に情報発信することは、堺市のシティプロモーション、都市間競争、シビックプライド醸成において、非常に有益な社会資本といえる。そこで、都市魅力創造や文化観光の政策の一端として堺市の戦略的文化施策に位置づけ、公共投資として予算拡充をしていくべきで、事業目的を明確にした委託事業へと転換させていく必要がある。
- ・学術的専門性と市民に広く親しまれるという2つの方向性を持つうえで、補助金なのか委託なのか整理する必要がある。
- ・最も大きい支出である機関紙についてWEBを活用する等、経費節減が可能ではないか。

○ 事業の実施主体について

- ・より多くの民間助成や与謝野晶子短歌賞の再出発を担える組織として発展可能だと思うが、マネジメントを学ぶことで様々な可能性が広がるポテンシャルがある。
- ・市民参加型の研究・交流組織を目指して設立された与謝野晶子俱楽部のミッションに対して、学術研究から普及啓発・情報発信等、多岐にわたる事業を、現在の運営委員会を構成するメンバーと事務局だけで担うことの限界が現れてきているのではないか。
- ・市民が事務局運営する市民主体の組織へと与謝野晶子俱楽部は発展していくべき。

○ 堺市の制度について

- ・市民にとって有益な事業展開や高い公益性を実現するため、市が補助事業の目的をより明確に設定する必要がある。
- ・補助基準をより明確にし、行政及び補助金交付団体双方において補助効果を検証する機会を確保することで、団体の自立運営に向けて改善されたい。
- ・与謝野晶子俱楽部ありきで補助金交付要綱が作成されているため、交付要綱には不備な点が多い。補助金は、原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証し、終期の設定は3年以内とするべきである。
- ・補助金の交付先は、特定の団体に偏在することなく適正・公平に決定されるべきであるため、同様の事業を実施できる主体に対し、広く門戸を開く必要がある。
- ・与謝野晶子俱楽部の事務局が文化課になっており、文化課職員が事務局事務を担うことは、当該団

体の事務従事時間に相当する人件費が事実上堺市の負担となっており、実施方法や補助金の額等について改めて検討すべきである。

- ・利晶の杜における博物館機能と晶子倶楽部との関係の政策的再整理が必要である。
- ・行政の中でも多分野の連携を進めて欲しい。

3 舞台芸術創造発信事業

(1) 事業概要等

事業概要	市民に対し質の高い文化芸術に触れる機会を提供することを目的として、堺シティオペラが開催する定期公演に要する経費の一部を助成する【補助金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	文化芸術活動を行う環境の整備
事業の開始年度	平成 18 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺シティオペラ一般社団法人
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市民、文化芸術愛好家
事業の目的 (なにをめざすのか)	市民に対し質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、住民満足度や堺の都市魅力の創出に寄与する。
事業内容	堺シティオペラが開催する定期公演に要する経費の一部を助成(7,500千円)する。なお、堺市の助成以外にも文化庁や多数の公益財団法人からの助成を得ている。
事業実績	堺シティオペラ定期公演来場者数(定期公演 2 日間) ・H29 1,567 人 2017/9/9.10 (SAYAKA ホール) ・H30 1,160 人 2019/2/3.4 (ソフィア堺) ・R1 2,932 人 2020/1/11.12 (フェニーチェ堺 大ホール)

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・これまで培ってきた堺シティオペラの歴史は、オペラ公演だけでなく体験学習やミニコンサート的な各種のイベントを通して、市内の多くの人々に親しまれてきた。また、堺シティオペラを身近で観られる環境があるということは地域の人々にとって、わが町を誇れる一つの要素ともなるであろう。ボランティアでの公演運営への市民の参画などができる仕組みも含め、単に公演を実施するだけにとどまらない活動は、市民還元の一つで、補助事業のあり方としては好感がもてる。
- ・より一層、堺シティオペラを地域に根付かせるためには、”文化資源”としてだけでなく、良い表現ではないかもしれないが、”観光資源”として活用することも必要ではないかと感じた。
- ・古墳群との関係や、その他この地域の歴史と関連づけたような新作オペラや、短めのオペレッタに仕立てた演目などを作って、シティプロモーションとの協働などを考えることも一案だろうか。

- ・堺シティオペラの活動は、堺市のシティプロモーション、都市間競争、シビックプライド醸成において、非常に有益な社会資本といえる。そこで、小学生の郷土学習、あるいは堺の史実を国内外へ情報発信していくことに寄与する教育プログラムや小オペラをオリジナル制作することで、教育、文化観光政策としての戦略的施策になるよう委託事業へと転換させていく必要がある。
- ・現在の観客層は中高年を中心であるため、今後は若い層にも訴求できるようなプロモーションを戦略的に実施する必要があるだろう。SNS の活用にしても、ただアカウントがあり、たまに投稿するだけでは意味がなく、インフルエンサーの登用、一度は堺シティオペラを観に行ってみたくなるような仕掛けを盛り込んでもらいたい。

○ 事業の実施主体について

- ・時代を見据え、新しい展開を考えていることはよくわかった。組織のマネジメント体制の強化が必要であると感じた。

○ 堺市の制度について

- ・堺シティオペラを堺市の文化政策として、どう位置づけるのかが課題である。
- ・市民にとって有益な事業展開や高い公益性を実現するため、堺市が補助事業の目的をより明確に設定する必要がある。
- ・補助基準をより明確にし、行政及び補助金交付団体双方において補助効果を検証する機会を確保する必要がある。
- ・堺シティオペラありきで補助金交付要綱が作成されているため、交付要綱には不備な点が多い。補助金は、原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証し、終期の設定は3年以内とするべきである。
- ・補助金の交付先は、特定の団体に偏在することなく適正・公平に決定されるべきであるため、同様の事業を実施できる主体に対し、広く門戸を開く必要がある。
- ・当該補助金の交付先が、堺市から直接補助を受けている堺市文化振興財団が指定管理業務をしているフェニーチェ堺へホール使用料等を支払っている状況は、堺市の現行制度では問題はない。ただし、国や他自治体の補助金のあり方に関する改革に比べると、時流に沿っておらず制度改革の必要を感じる。

4 堺美術協会展開催事業補助

(1) 事業概要等

事業概要	堺美術協会展の開催に要する経費の一部を補助する【補助金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	文化芸術活動を行う環境の整備
事業の開始年度	平成 13 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺美術協会
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市民、文化芸術愛好家

事業の目的 (なにをめざすのか)	堺の文化・伝統を軸とした歴史文化の継承と、市民の自主的な芸術文化の創作発表・鑑賞活動の活性化を図り、個性豊かな市民文化の創造・発展並びに芸術・文化による都市魅力づくりを推進する。
事業内容	<p>堺美術協会展の開催に要する経費の一部を補助(497千円)する。</p> <p>堺美術協会展は、洋画・版画、彫刻、日本画・水墨画、工芸、写真、書・てん刻の6部門について、堺市立文化館で開催。</p> <p>【開催期間】</p> <p>前期：平成31年4月10日～4月14日</p> <p>後期：平成31年4月17日～4月21日</p>
事業実績	<p>堺美術協会展入場者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29 1,759人 ・H30 1,370人 ・R1 1,398人

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・鑑賞教育も含め、1980年代から展開されている芸術のラーニングプログラムへの認識も希薄で、情報収集能力も不足しておられることに危機感を持ってもらいたい。
- ・堺美術協会の人たちがただ作品制作して展示しても、それは公共性のある活動とは言えないし、世代交代ができない団体であれば抜本的な改革が必要だと思われる。事業内容を見直し、取組を活性化して欲しい。
- ・会計については補助事業の部分とその他の部分で明確に分けて処理する必要がある。

○ 事業の実施主体について

- ・堺美術協会の事業報告について、口頭での報告では市内各所での講座へ講師派遣をしているようだが、手元にある事業報告書にはそうした内容は一切記載がない。
- ・堺市文化振興財団内に事務局が設置されていることについて検討の余地がある。協会の設立趣旨、目的、使命などを再度確認され、整合性を確認した活動を行ってもらいたい。
- ・堺市文化振興財団による人件費の報告において、実際に事業に従事した時間数等に基づかずに入件費を算定した印象が強い。
- ・堺美術協会そのものの活動を見直す時期である。かかる人件費と費用対効果が見合わない。

○ 堀市の制度について

- ・市民にとって有益な事業展開や高い公益性を実現するため、堺市が補助事業の目的をより明確に設定する必要がある。
- ・補助基準をより明確にし、行政及び補助金交付団体双方において補助効果を検証する機会を確保することで、団体の自立運営に向けて改善されたい。
- ・堺美術協会ありきで補助金交付要綱が作成されているため、交付要綱には不備な点が多い。補助金は、原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証し、終期の設定は3年以内とす

るべきである。

- ・補助金の交付先は、特定の団体に偏在することなく適正・公平に決定されるべきであるが、堺美術協会への補助金交付は、客観的な公益性があるとは言い難い。制度設計に関して客観的な基準を設け、同様の事業を実施できる主体に対し、広く門戸を開く必要がある。
- ・当該事業については、スクラップ＆ビルドし、市民主体の実行委員会形式の事業へ転換するべき。その際、類似事業である「堺市民芸術祭開催事業補助」、「堺市展開催事業補助」とともに整理統合を図るべき。

5 阪田三吉名人杯将棋大会開催事業

(1) 事業概要等

事業概要	堺市出身の阪田三吉将棋名人の顕彰及び地域文化の活性化、都市イメージの向上を目的として、全国のアマチュア棋士を対象とした将棋大会を開催する【負担金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	多様な分野との連携 歴史文化資源の継承及び活用 経済活動との連携
事業の開始年度	昭和 63 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺市、堺市文化振興財団
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	全国の将棋愛好家
事業の目的 (なにをめざすのか)	全国のアマチュア棋士を対象にした将棋大会を通じ、本市出身の阪田三吉名人を顕彰とともに、地域文化の活性化、さらには堺の都市イメージの向上を図る。
事業内容	全国のアマチュア棋士を対象にレベルごとに A～F の 6 クラスを募集し、将棋大会を開催している。参加希望者(定員あり)にプロ棋士等による指導対局の場もある。また、会場内には阪田三吉のブースを設置するとともに、近隣にある堺市立人権ふれあいセンター阪田三吉記念室への誘導も行うことにより、阪田三吉名人の顕彰を行っている。 【会場】阪田三吉名人の生誕の地近くにある陵西中学校
事業実績	応募者数(定員 684 人) ・H29 745 人 ・H30 727 人 ・R1 725 人

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・堺出身の名人・阪田三吉の名前を冠し、全国のアマチュア棋士の登竜門的な大会として認知されて

いる点には価値がある。一方、近年の全国的な将棋への関心の高まり、AI の登場や、世代を越えた対戦の魅力など、事業の中身をよりプラスアップし、注目度を高めることのできる状況にあるにもかかわらず、多角的な事業の評価や、課題の洗い出し、企画の検討がほとんど行われておらず、前例踏襲型の事業が繰り返されている点に問題がある。例えば、コロナ禍を機に、本来であれば、リモートや SNS の導入など、新たな運営スタイルの模索もあり得たのではないか。

- ・事業実績として挙げられている応募者数のみでは、事業の目的を達成しているのか、あるいは達成しようと PDCA を回しているのかどうかが見えない点にも問題がある。大会の求心力のみに依存していて、本来の目的である顕彰や地域文化の活性化の面での企画が不十分である。
- ・前例踏襲で続けられている事業内容を、現代の社会的ニーズに合わせて、アップデートしていくことと、それに伴う委託内容や委託費の見直しが必要ではないか。
- ・本事業は堺市と堺市文化振興財団が共同して企画・運営するものであるが、両者の主体的な事業制作・運営は不十分であり、他団体に直接委託をするなど、効率的かつ効果的な事業実施及び事業成果を得るために改善の余地がある。
- ・本年度の予算計上に通信運搬費として計上されている金額が前年の約 10 倍となっている。その理由となっているコロナ禍における大会の中止に伴う返金について、現金書留という選択肢しかなかったのかは一考せねばならないと考える。

○ 堺市の制度について

- ・堺市を代表する阪田三吉というブランドを活かしたシティプロモーション的な意味合いが強いが、推進計画と整合する基本的施策との関連性に関しては検討の余地がある。現段階では 6「多様な分野との連携」、11「経済活動との連携」の二項目に挙げられているが、どちらも必然性という意味では少々苦しいのではないか。シティプロモーションや文化醸成という観点を基本的施策にどのように盛り込んでいくのかが課題になる。
- ・堺市が事業の目的をより明確に設定し、基本協定書に記載することで、堺市文化振興財団に対し、事業の質的工夫や広く市民へ有益になるような事業制作・運営を促し、高い公益性、効果性を実現する必要がある。
- ・負担金の交付先は、特定の団体に偏在することなく適正・公平に決定されるべきであるため、事業の制度設計に関して客観的な基準を設けるべきである。
- ・負担金は、原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証し、終期の設定は 3 年以内とするべきである。
- ・堺市文化振興財団にも事業改善の努力を求めるところであるが、長年にわたり行財政改革を踏まえた事務事業を実施していなかった担当課にも要因がある。
- ・当該事業についてはスクラップ＆ビルドして、フェニーチェ堺の指定管理業務に位置付けることが望ましい。阪田三吉に所縁のある地域に所在する中学校を会場として開催することの意義は理解できるが、フェニーチェ堺の指定管理業務として、フェニーチェ堺で実施することで、当該事業の多様化、バージョンアップ、情報発信性のみならず、フェニーチェ堺の多様性ある有効活用と市外への情報発信となり、フェニーチェ堺のホール劇場としての潜在的機能を發揮し、本来の創造的活用を実現できるといえる。

6 さかいミーツアート

(1) 事業概要等

事業概要	次代を担う子どもたちに対する文化芸術に触れる機会の充実を目的として、音楽・造形・演劇など多様な分野の芸術家を市内小中学校に派遣する【負担金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	文化芸術に親しむことができる環境の整備 学校教育における文化芸術活動の充実
事業の開始年度	平成 26 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺市、堺市文化振興財団
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市内の小中学生
事業の目的 (なにをめざすのか)	次代を担う子どもたちの豊かな心と感性を育むことを目的に多様な分野の芸術家を学校に派遣し、文化芸術の鑑賞や体験機会の充実を図る。
事業内容	芸術家等を市内小中学校に派遣し、鑑賞や体験の機会を提供する (音楽、オペラ、造形等)
事業実績	実施校数 参加児童数 ・H29 21 校 2,263 人 ・H30 19 校 2,110 人 ・R1 19 校 2,104 人

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・事業自体は「学校教育における文化芸術活動の充実」という基本的施策に基づいているということであるが、学校教育との連携がどのように図られているのかについては検討する必要がある。それ以上に問題として感じるのは、委託先の固定化と対象校の数の少なさである。
- ・音楽領域に偏っていることへの違和感と、それが学校内での音楽教育をどのように補完し、どのように連携するものであるのかが検討されているのかが不明である。音楽教育や美術教育とは別に、市から毎年 600 万円の支出をする必然性について熟考して事業を進めていく必要性を感じる。
- ・アンケートに関して、満足度や良い影響などの項目のみで、客観的な指標になっているのかどうかの判断がつかない。事業そのものが成功し、全て問題ないかのような結果になっているが、今後検討すべき課題の方にこそ着目すべきではないか。
- ・対象校や委託先の固定化は、一方的なアートの提供の固定化にもつながり、アーティストの自己満足に終わりかねない点も危惧される。本来は、学校ごとに異なるであろう子どもたちが抱えている問題に目を向け、アートによって、それらの問題にどうアプローチしていくことができるのか、深い問題意識と相互の学び、解決に資するノウハウの蓄積や研鑽が不可欠であることを、事業の担当者もアーティストも、十分に自覚する必要がある。そのような自覚とスキルをもったコーディネーターを有する組織が担うべき事業だが、説明資料からは読み取ることができない。
- ・事業の対象が特定の学校に偏り、子どもたちの体験に大きな格差が生まれていることは教育的な觀

点からも、教育機会の公平性の観点からも、モデル都市を標榜されている SDGs の観点からも、看過できない問題ではないか。課題として認識されているのであれば、原因を分析し、解決に向けた取組を行うべきだが、資料を見る限り、そのような問題意識が感じられず、前例踏襲型の事業が続けられている点に、構造的な問題があると考えざるを得ない。

- ・堺市文化芸術審議会による答申書（平成 31 年 3 月）における指摘内容を踏まえた是正を認めることは難しいため、事後評価の徹底に至っていないと考えられる。
- ・当該事業に必要な手法を持ったアーティストと実施施設とのマッチング力を向上させる必要がある。
- ・当該事業の実施にあたり、相応な費用支出となっているか検証すべきである。

○ 堺市の制度について

- ・負担金の交付先の選定において、随意契約となっており、行財政改革プログラム（平成 23 年 3 月）に沿っておらず、交付先と随意契約を行う場合には、厳格な審査をおこなうという第 3 期行財政改革プログラム（平成 30 年 5 月）にも沿っていない。
- ・当該事業は「公益財団法人堺市文化振興財団事業補助」、「アートスタートプログラム」と類似・重複した側面があるため、スクラップ＆ビルドを行い、事業を体系的に組み直したうえで、専門人材を配置したアーツカウンシルが実施することが望ましい。
- ・当該事業の実施には、プログラム実施者の選定、プログラム内容の決定、コーディネート作業において企画・制作・運営等の専門性が必要となるため、事業効果が最大化できる事業主体を選定すべきである。
- ・事業の実施主体である堺市と堺市文化振興財団との役割分担を詳細に決め、ルール化する必要がある。

7 アートスタートプログラム

(1) 事業概要等

事業概要	未就学児に文化芸術に触れる機会の充実を目的として、音楽・造形などの芸術家を市内認定こども園、保育園、幼稚園等に派遣する 【負担金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	将来の文化芸術を担う子どもたちの育成 多様な分野との連携
事業の開始年度	平成 30 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺市、堺市文化振興財団
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市内の未就学児
事業の目的 (なにをめざすのか)	次代を担う子どもたちの豊かな心と感性を育むことを目的に、多様な分野の芸術家を施設に派遣し、文化芸術の鑑賞や体験機会の充実を図る。
事業内容	芸術家等を市内の認定こども園等に派遣し、鑑賞や体験の機会を提供する(音楽・粘土・造形)

事業実績	実施施設数	参加児童数
	・H30 12 施設	559 人
	・R1 19 施設	1,264 人

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・「さかいミーツアート」との住み分けに必然性が感じられない。対象とする年齢や施設が異なるだけで、「さかいミーツアート」と「アートスタートプログラム」の二つの事業は、一体的に進めることができ可能なプログラムではないのか。しかも実施主体が堺市と堺市文化振興財団という同一組織による事業であれば、未就学児から小中学校へのブリッジについて同一の枠組みとして合理化を図れる部分があるのではないだろうか。
- ・当該事業に必要なプログラム内容の開発、準備には相応の労力を要しているにもかかわらず、講師謝金が高額な「さかいミーツアート」に比べて、若手芸術家への謝金が薄謝であることがバランスを欠いていると考えられるため、文化庁の謝金単価を参考に再考する必要がある。また、若手芸術家の支援という意味があるのかどうかを今一度確認するとともに、芸術家が子どもと接することの意味については熟考すべきである。
- ・芸術家自身がワークショップや子どもと接することを通じて、自らの表現の意味を問い合わせ直したり、説明能力を持つという研修的な意味を重視するのか、あるいは芸術家と子どもたちとの間を媒介するコーディネート機能まで担わせようとするのかについては明らかにしておく必要がある。
- ・子どもの芸術教育、若手芸術家の育成と活動の機会、熟達した芸術家の社会的責任や意義について包括的に検討した上で、堺市及び堺市文化振興財団の事業ディレクションを立てる必要性を強く感じる。
- ・子どもの芸術プログラムには、高い専門性や研究的な姿勢が不可欠であり、先進事例に学び、常に新しい情報収集やスキルアップをしていく必要があるが、そのような体制が組まれていないとしたら、早急に改善する必要がある。
- ・カルチャースクールの子ども版のように、子どもたちに一方的・受動的に工作などをさせて、指導者や親が満足して終わっていては、本来の目的からずれてしまう。本来の目的を共有し、子どもたちからも学ぶ姿勢を持ち、軌道修正やクオリティアップをしていけるコーディネーターの役割が重要であり、そのような観点から事業の体制を組む必要がある。果たして、堺市及び堺市文化振興財団がそのような人材や機能を有しているのかどうかが、厳しく問われることとなる。
- ・当該事業に必要な手法を持ったアーティストと実施施設とのマッチング力を向上させる必要がある。

○ 堺市の制度について

- ・負担金の交付先の選定において、随意契約となっており、行財政改革プログラム（平成23年3月）に沿っておらず、交付先と随意契約を行う場合には、厳格な審査をおこなうという第3期行財政改革プログラム（平成30年5月）にも沿っていない。
- ・当該事業の実施には、プログラム実施者の選定、プログラム内容の決定、コーディネート作業において企画・制作・運営等の専門性が必要となるため、事業効果が最大化できる事業主体を選定すべきである。

- ・当該事業は「公益財団法人堺市文化振興財団事業補助」、「さかいミーツアート」と類似・重複した側面があるため、スクラップ＆ビルトを行い、事業を体系的に組み直したうえで、専門人材を配置したアーツカウンシルが実施することが望ましい。
- ・事業実施主体である堺市と堺市文化振興財団との役割分担を詳細に決め、ルール化する必要がある。

8 堺市展開催事業

(1) 事業概要等

事業概要	市民文化活動の促進及び将来の文化芸術を担う人材の育成を目的とし、6部門の公募美術展の開催を実施する【負担金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	文化芸術活動を行う環境の整備 文化芸術を支える人材の育成
事業の開始年度	昭和22年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺市、堺市文化振興財団
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市民、文化芸術愛好家
事業の目的 (なにをめざすのか)	広く美術作品を公募し、将来の文化芸術を担う人材の育成や美術文化の一層の発展を図る。また、優れた美術作品の展示を通して市民に芸術鑑賞の機会を提供し、文化振興に寄与する。
事業内容	堺市と堺市文化振興財団の共催で、日本画、洋画・版画、彫刻・立体造形、工芸、写真、書道・てんこりの6部門の美術作品を公募し、文化館のギャラリーで入賞・入選・招待作品の美術展覧会を開催する。 また、芸術新人賞受賞作家による「NEW FACE ART 堺」等の展覧会を翌年夏に開催
事業実績	応募点数 観覧者数 •H29 565点 5,055人 •H30 562点 4,138人 •R1 565点 3,278人

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・70年続いている市展だが、応募者も参加者も高齢化している状況である。一部あるいは特定の人々に向けて毎年600万円の税金が投入されていることの公益性や社会性をどのように説明するのかの責任が問われる。
- ・各行政自治体の市展や県展に関しては1980年代から問題視されており、他府県では枠組みを検討しながら改善している例も見られる。それを調査研究し改善していく姿勢を堺市及び堺市文化振興財団が持てるかどうかが重要になる。
- ・過去3年で見れば、来場者も激減しており、事業の目的と実態とのギャップが年々大きくなっている。

り、本来の目的を達成するためにふさわしい事業のあり方へ、抜本的に見直す時期に来ている。前例踏襲で長年続けられてきた仕組みが、現在の社会の常識からずれてしまっているのではないか。

- ・この市展自体が他事業と一体的に考えたときに、どのような意味を持つのかを今一度検討せねばならない。若手芸術家の登竜門として機能しているのか、芸術教育と有機的に連動しているのかなど、調査すべき点は多数あるはずである。
- ・全ての事業に言えることであるが、スタートアップ時点では税金を投入することで、枠組みを整備する必要があるが、本来はある程度の時期が来たら自立して運営していく知恵を絞る必要がある。毎年の運営費に関して税金を投入するということであれば、そこに公益性や社会性が認められる必要がある。そのあたりを考慮した上で、個別の事業の可否を超えて、堺市及び堺市文化振興財団がディレクション能力をどのように持つのかが本質的な課題であると思われる。つまり事業のあり方に関する検証だけでなく、組織のあり方に関する検証が必要になってくるのではないか。
- ・堺市展のあり方については、これまでの堺市文化芸術審議会やみんなの審査会等でも、極めて厳しい指摘がなされてきたが、今回の説明資料を見る限り、そのような指摘はまったく反映されていないとしか思えない。
- ・本事業は堺市と堺市文化振興財団が共同して企画・運営するものであるが、両者の主体的な事業制作・運営は不十分であり、他団体に直接委託をするなど、効率的かつ効果的な事業実施及び事業成果を得るために改善の余地がある。
- ・堺市及び負担金交付団体双方において事業の経済的効果の検証が不十分である。

○ 堀市の制度について

- ・堺市が事業の目的をより明確に設定し、基本協定書に記載することで、堺市文化振興財団に対し、事業の質的工夫や広く市民へ有益になるような事業制作・運営を促し、高い公益性、効果性を実現する必要がある。
- ・負担金の交付先は、特定の団体に偏在することなく適正・公平に決定されるべきであるため、事業の制度設計に関して客観的な基準を設けるべきである。
- ・原則として事業終期を設定して終期到来ごとに事業効果を検証し、終期の設定は3年以内とするべきである。
- ・当該事業についてはスクラップ＆ビルドし、フェニーチェ堺の指定管理業務のうち自主事業として市民主体の実行委員会形式で事業実施するべきであり、自主事業として指定管理者の堺市文化振興財団に主体性を育て、さらに市民協働の手法、能力向上を求め、財団の成長を期待したい。その際、類似事業である「堺市民芸術祭開催事業補助」、「堺美術協会展開催事業補助」とともに整理統合を図るべき。

9 公益財団法人 堀市文化振興財団事業補助

(令和元年度の補助金総額 133,524 千円のうち、事業実施に係る約 33,000 千円を検証対象額とする。また、本事業実施に係るチケット収入等の財源については、財団本部の運営費に充当されているため、検証対象額からは差引かない。)

(1) 事業概要等

事業概要	堺市文化振興財団が行う文化芸術の振興に要する経費を補助する 【補助金】
自由都市堺文化芸術推進計画と整合する基本的施策	文化芸術活動を行う環境の整備 文化芸術に親しむことができる環境の整備 将来の文化芸術を担う子どもたちの育成 文化芸術を支える人材の育成 多様な分野との連携 国際的な文化芸術の交流の推進 経済活動との連携
事業の開始年度	平成 6 年度
事業の実施主体 (誰が実施しているのか)	堺市文化振興財団
事業の実施対象 (何を対象としているのか)	市民、文化芸術愛好家
事業の目的 (なにをめざすのか)	市民の文化活動の振興を図り、地域文化の創造に努めるとともに、市民生活の向上と地域の発展に寄与するために設立された堺市文化振興財団が行う文化芸術推進事業や事務局運営等に要する経費を市が補助することにより、本市の個性豊かな都市文化・市民文化の創造に寄与することを目的とする。
事業内容	堺市文化振興財団が行う文化芸術の振興に要する経費を補助(令和元年度:約 33,000 千円)する。 ・質の高い芸術鑑賞機会等の提供 ・次代を担う芸術家の育成 ・文化資源の活用及び発信 ・創造的な文化活動の促進 ・都市魅力の向上に資する文化事業の展開 ・文化芸術情報の発信に係る事業
事業実績	文化芸術推進事業の入場者数 ・H29 17,959 人 ・H30 22,900 人 ・R 1 8,764 人 ※令和元年度の入場者数減の主な理由 (事業数減【H30(18 事業実施)⇒R1(12 事業実施)】及び事業会場の収容人数の違いによるもの。)

(2) 検証意見

○ 事業の内容について

- ・フェニーチェ堺のオープンを機に、堺市文化振興財団の体質や事業フレームの創造的な再構築が行

われることを期待していたが、提出された資料を見る限り、そのような見直しが行われたとは考えにくく、前例踏襲の傾向が強い。あえて財団が主催する必要性があるとは考えにくい事業が、特定のコネクションに由来して、評価や検証のないまま、慣例的に無批判に続けられてきたのではないかと思わざるを得ないものが、事業の大部分を占めているように見受けられる。

- ・いくつかの事業が「廃止」、「見直し」とされているが、その理由も判然とせず、令和元年度の「文化芸術振興事業・企画書・評価シート」を見る限り、批判的な検証が行われていた形跡が見当たらぬことにも疑問を禁じ得ない。事業全体に対する深い問い合わせがないままに、表面的、アリバイ的に廃止や見直しがなされているのだとしたら、本来るべき事業の再構築とはほど遠いものと考えざるを得ず、堺市文化振興財団の構造的な問題の解決が喫緊の課題であろう。
- ・「文化芸術推進事業」については、そもそもどうあるべきかという議論から立て直していく必要があり、公益事業と収益事業を分けて考え、公益事業の役割を追求していく必要がある。その際に、市内の文化会館とのネットワークを強化することや、他事業との連携を強化することなど、堺市文化振興財団としての使命を果たしていくための、体制と事業を組み立てていくことが重要である。
- ・今後は公募型助成金事業を創設するとともに、多くの市民の関与を作り出すタイプの事業実施が必要である。
- ・平成30年度、令和元年度とも割高感のある公演企画が幾つかみられたが、適正価格での実施の必要性は過去の堺市文化芸術審議会の答申でも指摘されており、速やかに是正をされたい。
- ・他自治体のホールでは、貸館事業として公演誘致した演目を、堺市文化振興財団は企画購入しているので、今後は貸館事業に積極的に取り組み、公演誘致を図るべきである。
- ・収支予算書・決算書をみると、企画立案、選定、制作の段階において、予算細目の積算が不十分であるため、厳密な積算能力が必要である。
- ・能楽の入門講座は、堺市民能の関連企画であり、公演団体への諸経費において、重複支出がないよう適正に事務を行う必要がある。例えば文化庁事業であれば、本公演の事前に実施する関連事業へは、謝金、日当、旅費のみが支払われる規則となっている。
- ・リズムパラダイスは、制作会社から企画購入をしているため割高感があるが、堺市文化振興財団が自主制作できれば、費用を低減して実施できる可能性がある。
- ・シネマコンサート、桂米朝一門会、佐渡裕指揮/日本センチュリー交響楽団の公演は補助金を充当する性格の事業とは言い難く、今後は堺市文化振興財団が自ら手打ち公演として実施していくべき公演内容と考える。
- ・社会包摂型アートリーチは、そのイベントに関わった人々の内面に思考変容が生まれ、多様な背景の人々との共生社会を生み出していくことが重要であり、それを目的化したプログラム内容を、適正な費用支出により実施することが必要である。

○ 事業の実施主体について

- ・堺市文化芸術審議会でも指摘されたとおり、この数年全国で進められてきた行政改革の要点に照らすと、多くの問題が積み残されている堺市文化振興財団と堺市の慣習的な関係性が、財団の構造改革はもちろんのこと、事業の再構築を遅らせ、職員の成長のチャンスを奪っているともいえる。財団の運営を健全化・透明化し、財団の使命の明確化、使命を実行に移せる、ソーシャルマインド・コミュニティマインドを持って、スキルを磨き、積極的にネットワークを開拓し、情報を集め分析し、課題を把握し、リソースを活用して解決をめざす、コーディネート力のある優秀な人材の獲得

や、プロパー職員の育成など、根本的な改革が必要であろう。

- ・当該補助金における実際の事業状況は、堺市文化振興財団に主体性を持った積極的な制作業務が見受けられないが、それは財団のこれまでの過程や堺市の文化行政、そして行財政改革の状況に深く影響を受けていることが原因だと考える。よって、これまで停滞していた諸改革を他自治体に学びながら取り組み、有効な事務事業の実施へと繋げていただきたい。
- ・組織の体質を変えていくことは大変であると思うが、風通し良く、よく話し合い、聞きあい、進めさせていただきたいと思う。

○ 堺市の制度について

- ・補助金交付要綱に補助金の目的を明確に設定するとともに、補助事業の内容を、戦略的に限定するべき。
- ・補助対象経費における各費目の比率、限度額を設定し、あわせて事後評価における視点や必要資料を細かく決めていく必要がある。
- ・堺市少年少女合唱団・堺リーブズハーモニーの運営及び堺フィルハーモニー交響楽団の事業は、生涯学習活動支援の性格が強く、当該補助金にはなじまない。また、市内の他団体との公平性において疑問が残るため、別の形での支援として、公募型助成事業の創設が考えられる。

総括－補助金・負担金のあり方について－

これまでの各事業の検証意見を踏まえ、現在の文化課が所管する補助金・負担金のあり方について、事業目的及びその必要性、実施による効果等の観点から総括する。

1. 堺市民芸術祭開催事業補助

堺市の市民文化活動を長年けん引してきた堺市文化団体連絡協議会が実施主体となり、音楽、美術、演劇といった多岐にわたる分野の団体が文化活動の発表を行うことで、市民が幅広い文化芸術に身近に触れる貴重な機会を提供してきた事業といえる。

しかしながら、当該事業を実施する団体内での事業評価システムが十分ではない。前年度の反省や課題を抽出し、翌年のテーマを設定し開催することが本来の事業のあり方であると考える。

そして、若年層の参加が伸び悩む点を当該事業の課題として認識しているものの、事業実施主体として当課題を解決する対策が少ないことや、昨今の文化芸術に求められる社会的課題の解決に資する取組も乏しいこと、さらに発表者が当該団体に加入した者に限定され、広く一般市民に開かれている事業であるとは言い難い状況である。これらの状況は、事業実施主体の硬直化と事業実施主体の事務局である堺市文化振興財団による助言、伴走といったコンサルタント業務の専門性が不足していたことに起因している。そこで、当該事業を行っていくうえでのビジョンと事業参画する関係者について見直しを行ったうえで、参画する関係者には、アートマネジメントの知識やノウハウの取り込み、組織強化に取り組むことを求めることが肝要である。

また、堺市においても、公費を支出する事業として、より事業効果を具体的にイメージできる事業目的や実施方法を再検討する必要があるものと考える。

2. 与謝野晶子顕彰事業

与謝野晶子は堺市にとって世界に誇るべき歌人であり、堺市として積極的に国内外に発信していくためには、必要不可欠な事業である。

本事業は市民を対象とした与謝野晶子の普及を目的に始まった事業であり、与謝野晶子倶楽部は著名な文化人から歌人、晶子愛好家といった幅広い会員を抱え、長年にわたり顕彰・研究活動を行うなど、非常に専門性が高く、他に同様の事業を行える団体はないと考えられる。

しかしながら、堺市を代表する文化観光拠点施設である「さかい利晶の杜」内の与謝野晶子記念館における業務との関連性の整理ができておらず、当倶楽部が自主的に実施する範囲と本来堺市が実施すべき範囲とを明確にする必要がある。また、人的資源の大部分を堺市に依存しており団体として独り立ちできていない状況であり、当団体の自立のためには早急な改善が望まれる。

今後、堺市の文化芸術政策における与謝野晶子顕彰の位置づけを明確にしたうえで、数多くの貴重な与謝野晶子資料の存在やこれまでの与謝野晶子に関わる第一線の研究者のネットワークなどの実績を踏まえ、その専門性を生かし、戦略的な事業像を検討し定めたうえで市民への普及活動やこれまで培ってきたコンテンツとしての魅力の発信方法の見直しを行うなど、より効果的・効率的な実施方法を検討されたい。

3. 舞台芸術創造発信事業

実施主体である堺シティオペラは、全国的にみても非常にレベルの高いオペラの市民団体であり、当該公演は堺市民に高度な芸術を身近に鑑賞する機会を提供するものである。また、単に公演を市民に鑑賞してもらうのみでなく、公演の運営に市民が参画できる仕組みを構築するなど、様々な工夫を行っており、堺市のシティプロモーションの一翼を担う存在となっていることが伺える。

しかしながら、公演チケットの購買層に偏りが見られるなど、若年層への浸透が必要だと考える。また、収益構造として収入の半分程度を堺市や国等からの補助金や企業・個人からの寄附等の外部資金を積極的に獲得しているものの、事業収入による安定的な運営ができていないこと、事業効果の検証が適切に行えていないことは課題であり、文化芸術基本法の改正にみられるように、文化芸術を通じた社会的課題の解決が強く求められているが、補助対象事業である定期公演はこの課題に的確に対応できているとは言い難い。

これらのことと鑑み、堺シティオペラのこれまでの堺市での活動実績については大いに評価を行うものの、堺市は文化芸術政策における当該事業の役割や効果を明確にしたうえで、その目的達成のためのより効率的・効果的な事業実施方法について再検討すべきである。

4. 堺美術協会展開催事業補助

堺市の美術分野における市民文化の中核的な行事として長年にわたり開催されてきた。

しかし、当該展覧会に出品するためには堺市展へ入賞し堺美術協会員になることが条件になっており、一般市民が参加するには門戸が狭く、展覧会自体も会員が制作した作品を展示しているものであり、堺市が公費を支出する、広く一般に開かれた事業であるとは言い難い。また、堺市展や堺市民芸術祭等の他の展覧会との区別がつきにくく、重複感があり、社会的課題の解決に資する取組が乏しい。

これらのことと勘案すると、公益性の観点からも当該事業実施のために、堺市が補助金を拠出している現在のスキームを抜本的に見直すべきである。

5. 阪田三吉名人杯将棋大会開催事業

堺市が誇る棋士である阪田三吉を顕彰する将棋大会を実施するものであり、幅広い年齢層の参加者が全国から当該大会に参加するため堺市を訪れることにより、先人の業績を広く市内外に発信するために必要な事業である。

しかしながら、事業実施時のアンケートによるとリピーター率が高く、堺市外からの参加者が多数を占めるなか、堺市内での将棋の普及育成の観点からのアンケート集計を行っておらず、事業実施による適切な効果検証ができていない。適切な評価によるP D C Aサイクルの確立を強く求めたい。

また、当該事業の実施において現在の推進計画上で明確に合致する施策は無く、推進計画の趣旨に沿うよう事業の方向性を見直すか、推進計画にて位置づけできるよう推進計画自体を見直すかの対応が必要である。

6. さかいミーツアート、7. アートスタートプログラム

子どもたちに対して早期から文化に触れる機会を提供するという意味で非常に有意義な事業である

が、本事業の目的である文化の力を活用し、学校現場が抱える課題を明確に解消するというレベルまでは達していない。そして、対象となる学校園の箇所数が少数かつ固定化されており、また、体験型プログラムの実施は鑑賞型と比較すると対象児童・生徒が制限されることになり、堺市の学校園に在籍する全ての児童を対象とするには程遠い状況であるが、具体的な改善案を持ち合わせていない。また、派遣する芸術家の質的な担保の面においても芸術家本人の資質に依存している感は否めない。そして、実施後の対象学校園からのアンケートについても、適切に現場の声を聴いているとは言い難く、事業評価の手法についても十分ではない。

本事業の事業実施主体である堺市及び堺市文化振興財団においては上記問題を適切に捉え、対応を行うべきであるが、このような文化芸術とは異なる分野にまたがった事業について、現場のニーズを踏まえ効率的・効果的に企画・実施するためには極めて専門的な知識が必要となる。しかしながら、現状では事業実施の際にその様なアートコーディネーター的な役割を担う人材が参画しておらず、このまま事業を実施しても事業効果としては限定的であろう。

事業の効果を最大化するため、企画段階から専門的知識を有する人材の元で事業を効率的・効果的に実施するとともに、実施後の事後検証を行えるようP D C Aサイクルを確立することにより、事業効果を最大化できるよう早急に対応する必要がある。

8. 堺市展開催事業

文化活動をしている市民の成果の発表の場として、長く堺市に根付いてきた行事である。しかしながら、近年、応募者・参加者ともに固定化、高齢化し、来場者数も毎年減少している状況のなか、このまま公金を投入して事業を実施することの必要性には疑問があり、問題を解決するための努力を当該事業実施主体が積極的に行っていかなければならない。

また、以前はこのような美術展が若手芸術家の登竜門であったのは事実であるが、現在では若手芸術家はSNSで情報発信するなど、自らの力で勝負しているのが現状であり、事業自体を根本的に見直す時期に来ているのではないかと思われる。参加者が固定された既存分野の見直し等を行うとともに、若手芸術家が積極的に参加可能な新たな部門を設けるなどの抜本的な改革が必要であると考える。また、そのためには当該事業の実施主体である堺市及び堺市文化振興財団による事業に対する適切なディレクション能力を持つことが必要であり、実施主体としての組織のあり方も含めて、さらなる検討・改善に努められたい。

9. 公益財団法人堺市文化振興財団事業補助

(令和元年度の補助金総額133,524千円のうち、事業実施に係る約33,000千円が検証対象)

堺市文化振興財団は平成6年に設立されて以来、堺市と一体となって推進計画を着実に推進する推進母体として、市内文化団体や関係機関などと連携しながら、堺市における文化芸術の創造発展を支える役割を担ってきた。

しかしながら、今回検証対象となっている対象事業の内容を見るに、推進計画に定められた基本的施策、重点的方向性との関連性が見えにくいものもあり、事業全体としてのバランスを欠いているように見受けられる。また、公益型事業として補助金を充当している事業のなかに、事業内容から収益事業との区別がつきにくい事業が混在しているとともに、過去からの関係性を基に漫然と毎年実施してきた

事業等も散見される。

それぞれの事業の趣旨、目的を再確認し、推進計画上の目標達成にどのように資するのかを見直したうえで、必要不可欠かつ公益性が高い事業のみ補助金の対象とするとともに、収益性の高いものについては自主事業へ切り替えるなど事業の構成を根本的に再構築する必要がある。

また、文化芸術基本法の改正等にみられるように、これまでの文化芸術の振興に加え、文化芸術の力を活用した社会包摶が求められている。公金である補助金を活用して事業を実施する場合、社会包摶の考え方はすべての事業の基本とすべきであるが、現状では社会包摶型アウトリーチの実施のみに留まってしまっている。そして、当該事業についても単に催しを披露するのみで、最新の社会包摶型事業のトレンド等を取り入れた事業内容とは言い難い。今後は障害、家庭状況等のなんらかの事情で文化芸術に触れることが難しい市民に対して、文化に触れる機会を幅広く提供できるよう、公演事業も含めて見直しを図るべきである。

これらの諸課題を解決するためには、先に述べたように、事業効果を最大化するための事業実施や、様々な分野にまたがった事業間の調整を行うアートコーディネーター的な人材の中でも、アートマネジメントの専門性とは別に、特に教育学、心理学、社会福祉等の専門的知識を持った国内初のコミュニティーのためのエデュケーション・プログラム専門家を国内に先駆けて登用・育成することが必要不可欠であり、堺市及び堺市文化振興財団には早急な対応を求める。

おわりに

近年、日本の文化行政においては「文化芸術基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「障害者による文化芸術活動の促進に関する法律」等に示されるように文化芸術に求められる役割が変化しつつある。一方、堺市に目を転じると「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」は、市民の文化芸術活動への支援のみならず、市民の役割として“市民等は文化芸術活動を通じてまちづくりに貢献するよう努めるものとする”と自由自治都市にふさわしい精神を明記している国内に稀な能動的側面のある条例として存在する。国の動向を踏まえ、堺市の文化芸術振興については、前例踏襲主義に陥ることなく、新たな視点で事業内容を見直すとともに、改善策を常に講じる必要がある。

そして、今回の検証で見られたように、長期にわたり特定団体に対し補助金が交付される事例については、今一度その文化芸術支援のあり方についての検証を行い、公平、公正な補助金の仕組みとして、公募型補助金に移行する等の抜本的な対応が求められる。

そこで、これらの課題を解決していくために3つの提唱をしたい。

第一に、市民自らが主体となった文化イノベーションの創出が必要である。本検証から事業実施主体や市民文化芸術活動の硬直化した状況がみられた。人口減をはじめとする社会情勢が変化する今日において、子育て、教育、福祉等の多分野に渡る社会的課題に対し、文化芸術施策を展開するとともに事業効果の最大化を図る必要がある。また、新型コロナウィルス感染症に直面している状況下において、ICTを活用することで、新たな行動様式の文化芸術活動を生むとともに、市民文化芸術活動の意識改革と活性化を図る必要がある。

これらのこと踏まえ、堺市においては、先に述べたように条例の趣旨を踏まえて、市民の主体的な活動を促し、公募型補助金の導入や、文化芸術活動におけるICT活用等の先進的な取組を積極的に推進するとともに、新たな文化イノベーションを創出することで、硬直化している現在の市民文化芸術活動の活性化の実現を求めたい。

第二に、文化イノベーションの創出や事業実施に対して効果的な支援・伴走を行うとともにリーダーシップを図ることができるアーツカウンシルの創設が必要である。アーツカウンシルは市民、文化団体、堺市文化振興財団等、ならびに堺市が抱える文化芸術に関する諸課題に対して助言する機能を有するほか、先に述べた公募型補助金の導入においても、文化芸術や社会的課題解決に関する専門的知識を基に、公平性・透明性を担保したうえで助成先の選定を行うことによって公金を支出する事業の効果を最大化できる。ゆえに改めてアーツカウンシルの早期の設立を求めたい。

第三に、次期推進計画では、先に述べた補助金・負担金の制度、および事業実施主体に、制度疲労と多くの改善を必要とする課題の克服のため、新たに設置されるアーツカウンシルと堺市文化芸術審議会とが協力して条例・計画に沿った事業が行われているか確認する必要がある。堺市の文化行政が創造的で市民や国内外に誇れるものとなるよう条例・計画に沿った事業実施を求めたい。

最後に堺市には、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、本答申書における検証結果に基づき、事業の目的・成果・主体について、堺市文化課が所管する補助金・負担金のあり方の見直しを図ることを要望する。